

内外財政金融調査協議会報告

第四十九號

財政機構再建の基本方針



昭二二、四、二五
理二二、四、二五
財二二、四、二五
局二二、四、二五

一、序 説

一、財政經濟が現在の状態をつゞける限り、今後の財政収入をどうするかという問題もあまり悪影響を及ぼさない。健全財政といわれる二十二年度豫算と、事實上健全性を維持できるとは信ぜられない。

二、豫算は異常な膨張をするであろうし、そうなれば租税は名目的に予定通り、あるいは予定以上とれるとしても、一方の歳出とくらべ、または貨幣価値とくらべれば、問題にならない小さい収入となるであろう。

三、問題は歳入でなく、歳出の側にある。歳出を切り詰めるためには普通の意味の歳出節約の間にはあらず、場合によっては思いきつ左手親をとることが必要となつてくると思われ



々、ここでは一般的に財政政策についての根本的反省の一環として、財政収入の問題への適用を考察しよう。

二、財政とインフレーション

ノ 濠洲普変以来、我が国の財政現象の中心問題はインフレーションであった。インフレーションを起した原因は財政であり、したがってインフレーション收拾の要は、当然財政が買はなければならぬ。

ニ 財政がインフレーションを起し、インフレーションが社会経済を混乱せしめ、生産の機構を破壊した。それが反作用として財政収入の機構を攪乱し、収入不足を生ぜしめ、またそこにかえつてインフレーション政策を継続させることとなつた。

三 このインフレーションと歳入不足、赤字公債との悪循環は、それが除々に経過したため、財政収入の通減が直截にはわからなくなつてゐる。しかし歳入を物価指数で還元して見れば、その状態がまぐわかる著である。

四 このように普通歳入が漸減し、赤字公債なり信用造出による部分が増大したことは、結局

内の一

局租税をとるべきところから少くしかとらなかつたこととなる。逆にいえば財政収入が得られなかつたため、本米租税をとらるべきものが儲けたことである。

三、財政機構再建の方向

ノ 戦後における財政機構再建の前提は、上述のインフレーションの賣した結果を、率直に認めなくてはならないことである。それは主として実質価値と名目価値との乖離から生じた、社会の分配上の変化、不公平化である。

ニ 財政経済の再建はインフレーションの徹底的克服から始めなければならぬ。インフレーションの克服は、あらゆるドラスタイックな手段を一面に断行して、一面に行うことを要する。姑息な小細工は逆効果を齎す。

三 この前提に立つとき、その適用の一つとして財政収入の問題の解決にも、方法がいくつか算かれるのである。それは資本主義を建て直してゆくやり方としての一種の手段である。財政収入制度改革の基本方針

ノ 租税徴収の機構は、今や、制度約にも、人的にも殆んど破壊されようとしてゐる。その

再建は現下最も必要とされるが、インフレーション下においてはそれは困難である。租税制度の根本的変革が必要であるが、それには資本主義や民主主義では考え及ばないような、簡単でしかも殆んど乱暴にちかい方法が必要とされるであらう。会計や懐疑の神聖を無視して、先づ物的財産を完全に差押えるのである。

2. 所得税中心でいかに改良を加えても実効は期待できない。今後は人税から物税へ、所得税中心から営業税中心へ、重負を置きかえねばならない。会社の物的財産を中心に会社税、財産税、相続税等の物税を集中的に実行することである。

3. 徴税法の改正は、税務官吏の養成や、徴税手続の改訂等の問題を含まない。それと従来のような秘密主義或は申告主義やまたは委員会制度等を抛擲して先づ物を差押える主義に移らなければならぬ。

4. 政府は先づ租税について金計算を実行する必要がある。これには技術的困難があるであらうが、わが国の貨幣制度の再建は、やはり金本位制（米幣中心の金為替本位制）に向か

ねばならず、金計算の実行はその方向への一歩前進であり、準備態勢の一掃石となるであらう。

5. 次に金公債の採用である。これは強制的金公債としてか、または強制的でなく浮動資金を吸収する方法があればさらに妙であるが、金計算の租税と併行して当然考えられべき方法であらう。

6. 最後に官業収入の改訂についてと、この建前が買かれねばならない。官業収入の不足を一級会計（租税）で補うことは最も思い、やはりこれも実質的な価値計算を基礎にして、根本的に建てる直すことが必要である。

（大内兵衛委員）

